

答 申 書
(答 申 第 296 号)
令和2年(2020年)1月29日

1 審査会の結論

北海道警察本部が、警察官の氏を非開示としたこと、また、警察安全相談受理カード以外に審査請求人に係る個人情報記載された公文書は存在しないとしたことは妥当である。

2 審査請求の経過並びに審査請求人の主張及び実施機関の説明の要旨

省略

3 審査会の判断

(1) 本件諮問事案に係る開示請求の対象個人情報について

本件諮問事案に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）の内容は、「平成〇年〇月〇日に、私が北海道警察署に「私が〇〇行政相談委員に渡し、〇〇行政相談委員が郵送で送った「申出文書」を北海道管区行政評価局〇〇首席行政相談官が廃棄した公用文書毀棄等罪の告訴状」を提出したが、告訴状は受け取らない、あくまでも相談だと主張した。捜査の結果、平成〇年〇月〇日に警察官が私に電話で「〇〇首席行政相談官は〇〇さんの了解を得て廃棄したので公用文書毀棄等罪にあたらぬ。あとは当事者で話し合え。」等と回答をした相談票等に記載されている私（〇〇）の個人情報」である。

(2) 本件諮問事案における審議について

北海道警察本部（以下「実施機関」という。）は、本件開示請求に対して、対象個人情報を「開示請求者に係る「警察安全相談受理カード」（平成〇年〇月〇日 札幌方面北警察署受理）」（以下「本件個人情報」という。）と特定した。

実施機関は、本件個人情報に記録されている「警察官の氏名及び印影」及び「職員番号」が北海道個人情報保護条例（平成6年北海道条例第2号。以下「条例」という。）第16条第2項第2号に規定する非開示情報（以下「2項2号情報」という。）に該当するとして令和元年〇月〇日付け道本相（企）第〇号で個人情報一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

審査請求人（以下「請求人」という。）は、非開示となった情報のうち、警察官の氏に限定して開示を求めていること、また、請求人の過去の職業、業務内容、最終勤務地、退職年が記載された他の公文書があると主張し、その開示を求めていることから、本件処分の妥当性について判断する。

(3) 2項2号情報の該当性について

ア 条例第16条第2項は、実施機関が公安委員会又は警察本部長である場合の非開示情報を規定しており、同項第2号は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報の5つの類型を例示している。

その趣旨は、開示・非開示の判断に犯罪等に関する予測としての専門的・技術的判断を要することなど公安委員会及び警察本部長が所掌する事務の特殊性から生じるものであるが、本号を適用して非開示とするときは、単に「捜査の関連情報である」、「秘密文書である」などの抽象的、形式的な理由では足りず、「支障が生ずるおそれがある」具体的かつ実質的な理由を明らかにすることが必要とされている。

イ 実施機関は、2項2号情報に該当するとして非開示とした「警察官の氏名」について次のとおり主張している。

(ア) 本件処分で氏名を非開示とした警察官は、札幌方面北警察署刑事第一課に配置されており、殺人、強盗、誘拐事件等の極めて秘匿性の高い事件の捜査に従事している。その氏名を開示することにより、尾行や張り込みをはじめ、身分や捜査目的を秘匿した内偵捜査等の警察活動において、捜査員であることが捜査対象者に察知され、逃走、証拠隠滅等の対抗措置を講じられるなど、当該犯罪捜査等の秘

匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあると認められる。

(イ) また、警察の業務は相手方からの反発、反感を招きやすく、その氏名を開示することにより捜査員が特定されることとなり、捜査対象者等から家族を含めた嫌がらせを受けるなど、当該捜査員やその家族の生命、身体等の安全を脅かし、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあり、この点においても当該捜査員である警察官の氏名は、2項2号情報に該当すると認められる。

(ウ) 請求人は、本件処分で非開示とした警察官の氏名のうち、氏に限定して開示を求めているが、本件個人情報において、当該警察官が所属する警察署及び課並びに階級を開示していることから、当該警察官の氏を開示するだけで、秘匿を要する警察活動に従事する捜査員が字句を含めて特定されることとなり、秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれがあるほか、当該捜査員やその家族の生命、身体等の安全を脅かし公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると認められる。

ウ 実施機関は当審査会に対し、当該非開示部分と捜査等の関係を具体的に示しており、当該非開示部分を開示した場合、犯罪捜査等の秘匿を要する警察活動の遂行に支障が生ずるおそれや当該捜査員やその家族の生命、身体等の安全を脅かし、公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあるとの実施機関の説明は、具体的かつ実質的な理由であると認められる。

エ したがって、警察官の氏は、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがあると実施機関が認めることに相当の理由があると認められることから、2項2号情報に該当すると判断する。

オ また、請求人は、特定の個人の氏名を請求人が知っている場合には、開示する例があるとして、特定の個人の氏名を開示した事例を示しているが、他の行政機関が他の法令に基づき、他の対象公文書に記載されている特定の個人の氏名を開示したものであり、本件とは直接関係がなく、条例の解釈適用を左右するものではないため、採用することができない。

(4) 請求人の個人情報に記載された公文書について

ア 請求人は、札幌北警察署へ相談に訪れた際に、当該警察官が請求人自身の過去の職業、業務内容、最終勤務地及び退職年を聞き取り、メモしていたため、それらが記載された公文書が存在すると主張している。

イ 実施機関は、本件個人情報が作成された経緯及びそれ以外に作成された記録がないことについて、次のとおり主張している。

(ア) 本件個人情報は、平成〇年〇月〇日に札幌北警察署へ請求人が相談に訪れた際に作成したものである。

(イ) 一般に、犯罪性のない相談を受理した場合、北海道警察相談取扱規程（平成13年北海道警察本部訓令第10号。以下「規程」という。）第3条第1項に基づき、警察安全相談受理カードのみが作成される。

(ウ) 当該相談にあつては、相談受理者が、犯罪性がないと判断したため、警察安全相談受理カードのみが作成され、本件個人情報以外に請求人の個人情報が記録された公文書は存在しない。

ウ 規程第13条では、道民等から寄せられた警察安全相談、要望、意見又は苦情（以下「警察相談」という。）を受理した北海道警察職員は、一般的な事務手続の照会、問い合わせ等を除き、警察相談の概要、処理方針、処理経過、処理結果その他諸用の事項を記録した警察安全相談受理カードを作成し、取扱状況を明らかにしなければならない旨定めているが、記載内容は、相談者の発言を一言一句記載しなければならないという規定はない。

審査会として、実施機関に確認したところ、本件については、相談受理者が請求人の個人情報を聞き取り、メモを作成していたものの、これは警察安全相談受理カードを作成するための個人的なメモであり、その内容には個人情報が含まれているため、当該カードを作成後は速やかに廃棄しているとのことであった。

エ これらの説明から、本件個人情報以外に作成された記録はないとする実施機関の主張には特段不自然、不合理な点があるとは認められない。

オ したがって、実施機関が本件個人情報以外に作成された公文書は存在しないとしたことは、妥当であると判断する。

(5) 請求人のその他の主張について

請求人は、意見書等において、種々主張するが、条例の解釈適用を左右するものではないため、いずれも採用することができない。

以上のことから、結論のとおり判断した。

4 審査会の処理経過の概要

本件諮問事案についての処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 経 過
令和元年 8 月 29 日	○ 諮問書の受理（諮問番号 601） ○ 実施機関から関係書類（①諮問文、②審査請求書の写し、③個人情報開示請求書の写し、④個人情報一部開示決定通知書の写し、⑤審査請求の概要、⑥弁明書の写し、⑦反論書の写し、⑧対象公文書の写し）
令和元年 9 月 5 日	○ 本件諮問事案の審議を第三部に付託
令和元年 9 月 24 日	○ 審査請求人から諮問事案に係る意見書の提出
令和元年 11 月 5 日 （第三部会）	○ 審査請求人の意見陳述 ○ 実施機関から本件処分の理由等を聴取 ○ 審議
令和元年 12 月 18 日 （第三部会）	○ 答申案骨子審議
令和 2 年 1 月 23 日 （第 100 回審査会）	○ 答申案審議
令和 2 年 1 月 29 日	○ 答申